

新型コロナウイルス感染症第6波の影響を受け、著しく売上減少した市内事業者等へ支援金を支給します。

茅野市では、新型コロナウイルス感染症第6波の影響により、令和4年1月～3月の売上額が著しく減少している市内中小企業者等に対し、支援金を支給します。

事業概要

第2弾

支援金の趣旨

新型コロナウイルス感染症第6波の影響に伴い、著しく売上が減少している中小企業者等に対し、今後の感染予防対策や雇用確保、事業継続等を支援するため、緊急的な一時金を支給します。

補助対象者・支給額

支給対象要件	交付額
<p>令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間の売上高又は事業収入の合計額が、平成31年、令和2年または令和3年までのいずれかの年の1月1日から3月31日と比べ、20%以上減少している中小企業者等</p> <p>※ただし、令和4年の合計額には、時短要請に伴う新型コロナウイルス拡大防止協力金を含むものとする。 ※令和3年2月以降に創業し、売上比較ができない場合は、月の平均収入、創業計画時の売上目標等により算出します。 ※減少額が10万円に満たない場合は、その差額を支給額とし、千円未満を切り捨てた額となります。</p>	<p>上限 10万円</p>

※個人事業主も対象となります。ただし、事業収入が給与等の事業収入以外の収入を上回る場合に対象になります。

※農業者も上記の条件を満たせば対象となります。

※補助金の交付は1事業者あたり1回限りです。

申請受付期間 令和4年4月1日～令和4年8月31日

申請手続き



※交付対象要件に該当しない場合は不交付となりますので、ご了承ください。

申請書類

- ① 交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- ② 令和4年1月～3月の売上合計額がわかる書類
- ③ 平成31年、令和2年又は令和3年の1月～3月の売上合計額の減少がわかる書類 (「法人税概況説明書」「確定申告書B」「試算表」等の写し)
- ④ 令和3年以降に創業した事業者は創業計画書等の写し
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 営業許可書等、営業実績のわかる書類
- ⑦ 新型コロナ対策推進宣言等 感染症対策を実施していることがわかるもの
- ⑧ その他市長が認める書類 ほか

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課

☎ 0266-72-2101 (内線 432～434) FAX 0266-72-4255
E-mail shoko@city.chino.lg.jp

茅野市 産業経済部 観光課

☎ 0266-72-2101 (内線 422・423) FAX 0266-72-5833
E-mail kanko@city.chino.lg.jp

URL <https://www.city.chino.lg.jp>
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

